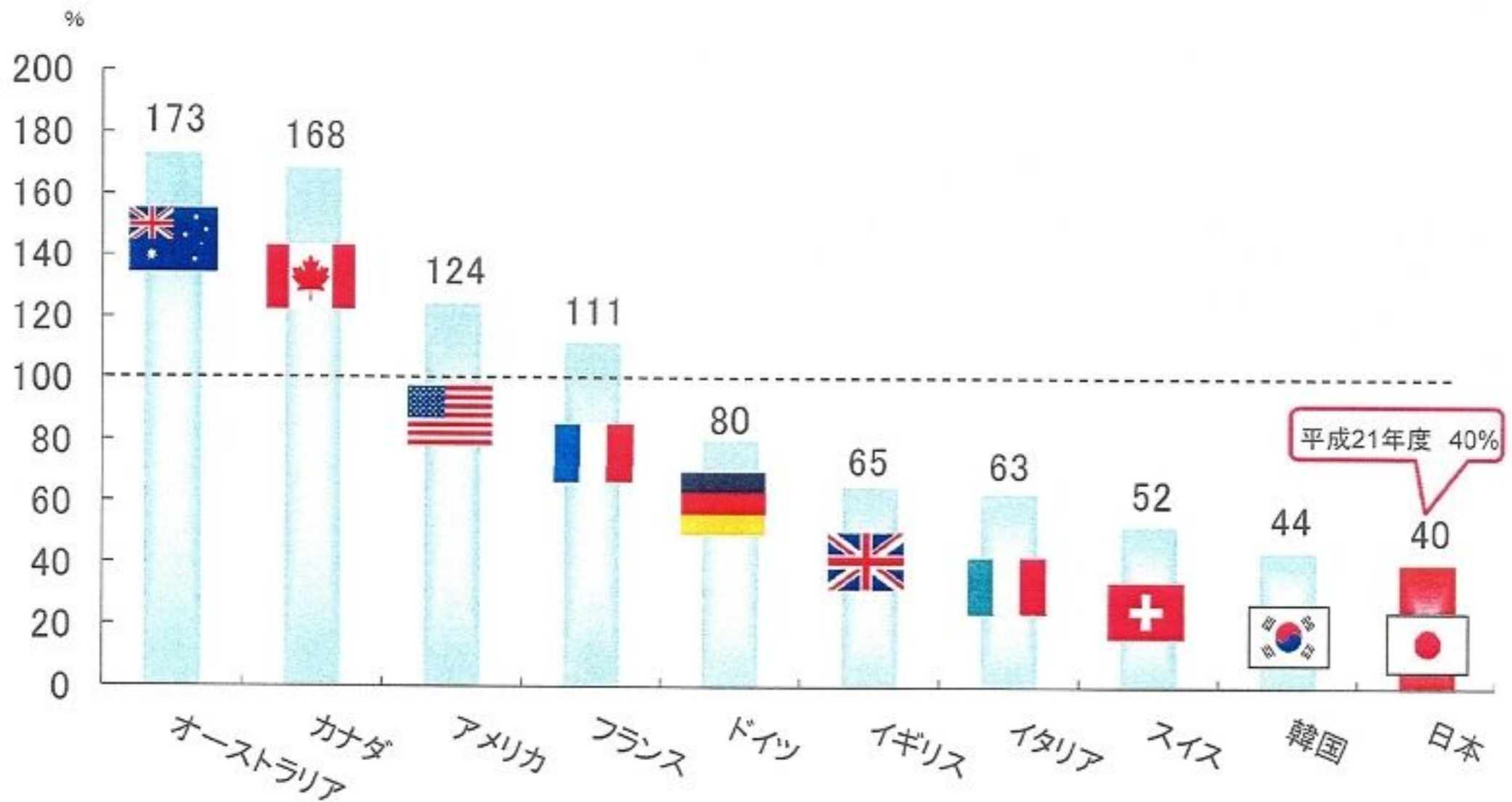


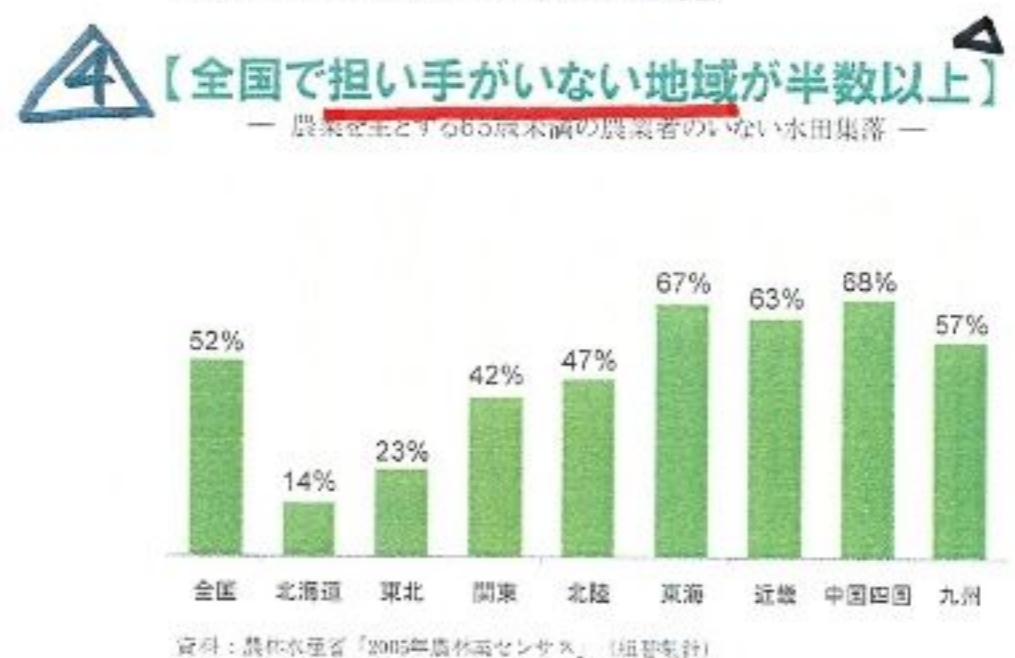
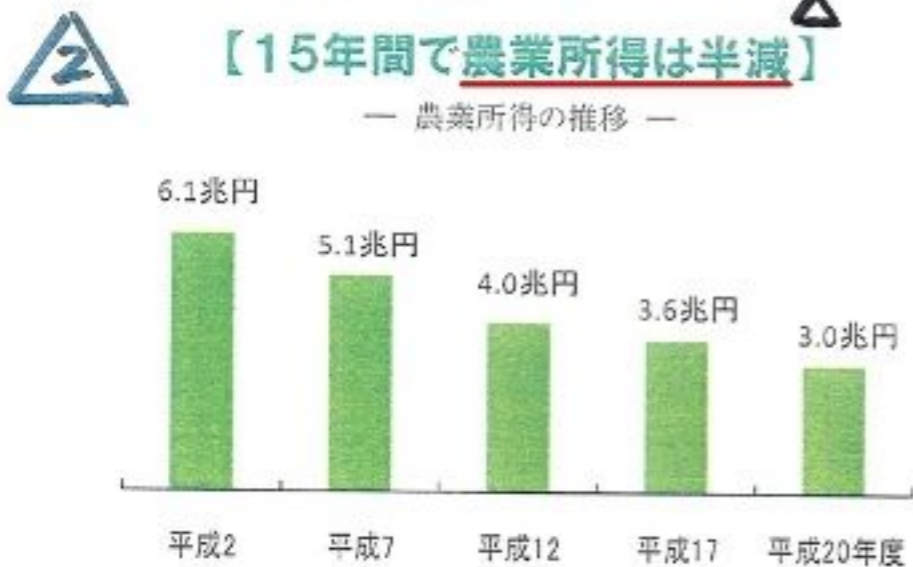
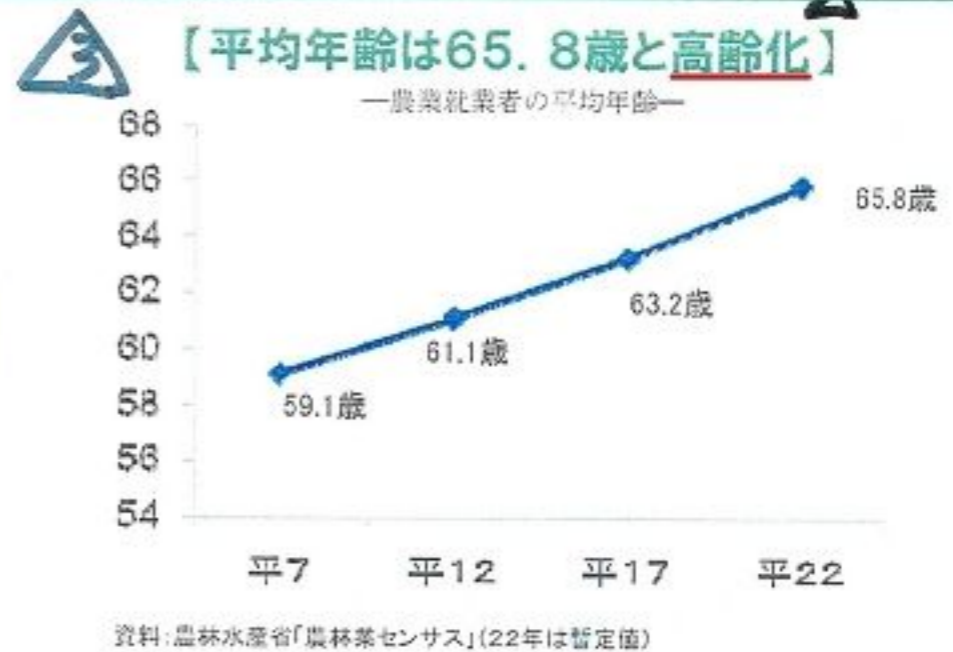
我が国の食料自給率は先進国の中で最低水準



(資料) 農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省で試算した。ただし、韓国については、韓国農村部「2009年度農漁業農漁村及び食品産業に関する年次報告書」による。
 (注) 1. 数値は、平成19年(ただし、日本は平成21年度)
 2. カロリーベースの食料自給率は、総供給熱量に占める国産供給熱量の割合である。なお、畜産物については、飼料自給率を考慮している。また、アルコール類は含まない。

農地の減少、農業者の高齢化、農業所得の減少等について

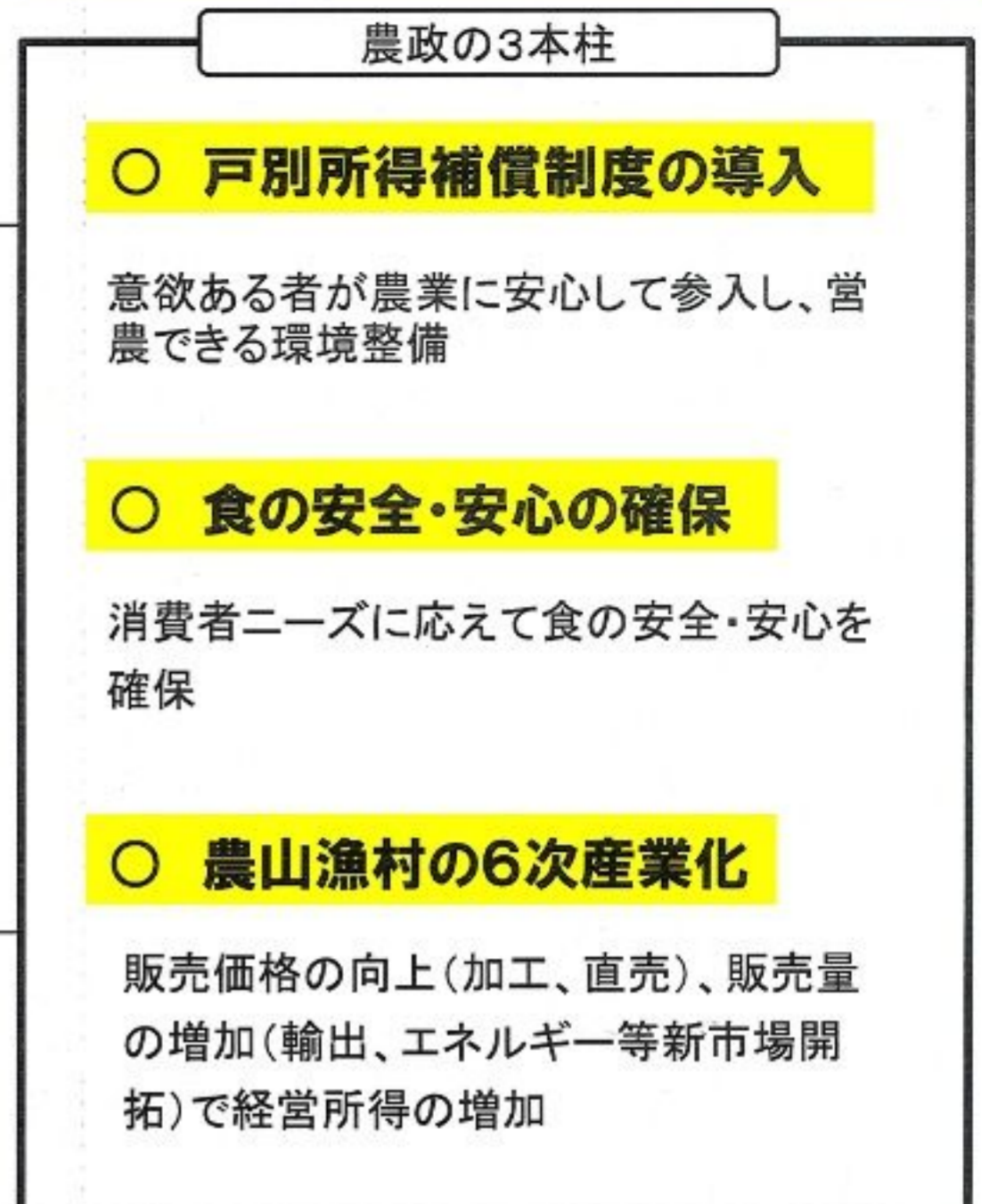
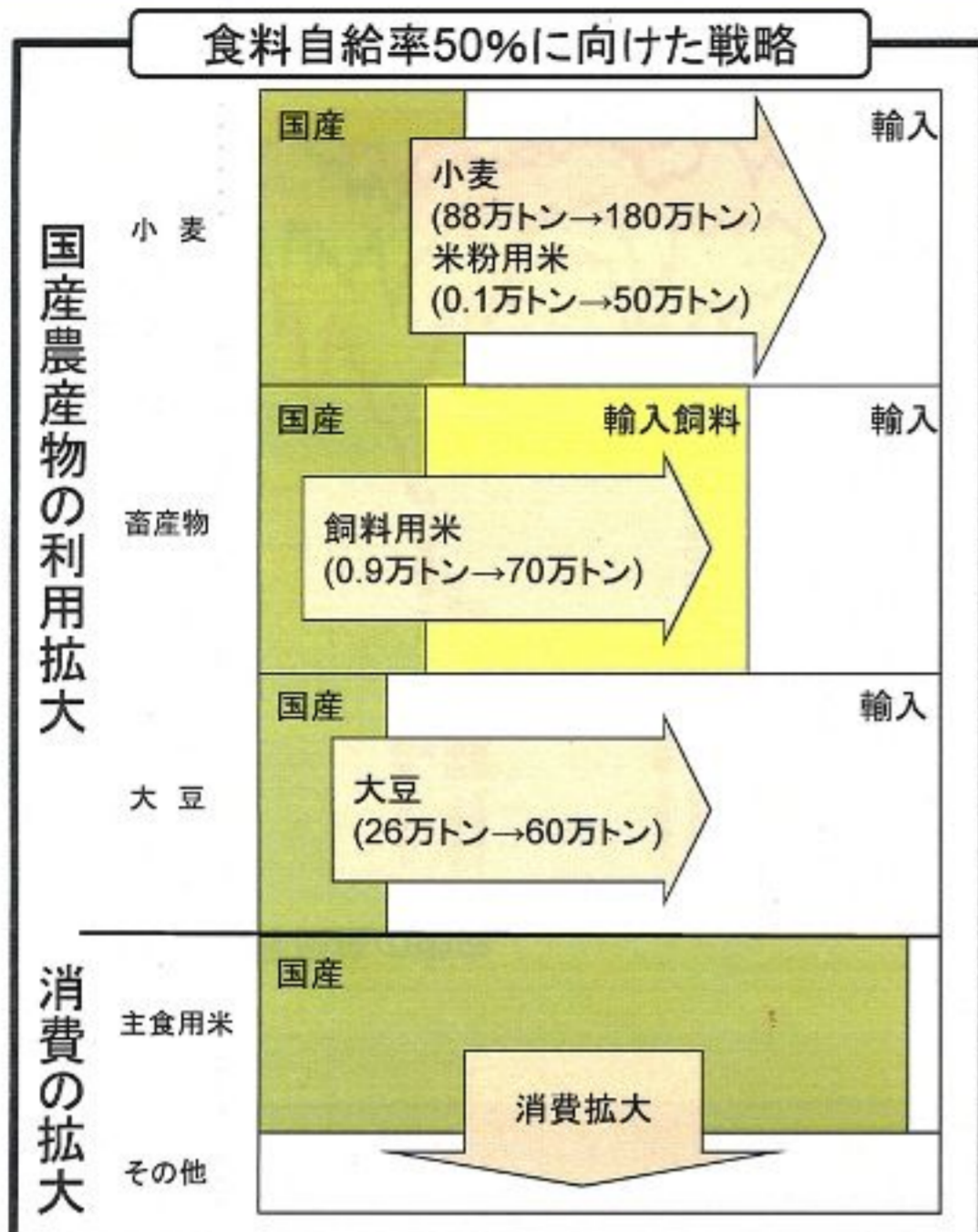
我が国の農業・農村は、農地の減少、農業者の高齢化、農村の疲弊など、ここ十数年で危機的な状況が一層深刻化し、この15年間で農業所得は半減。



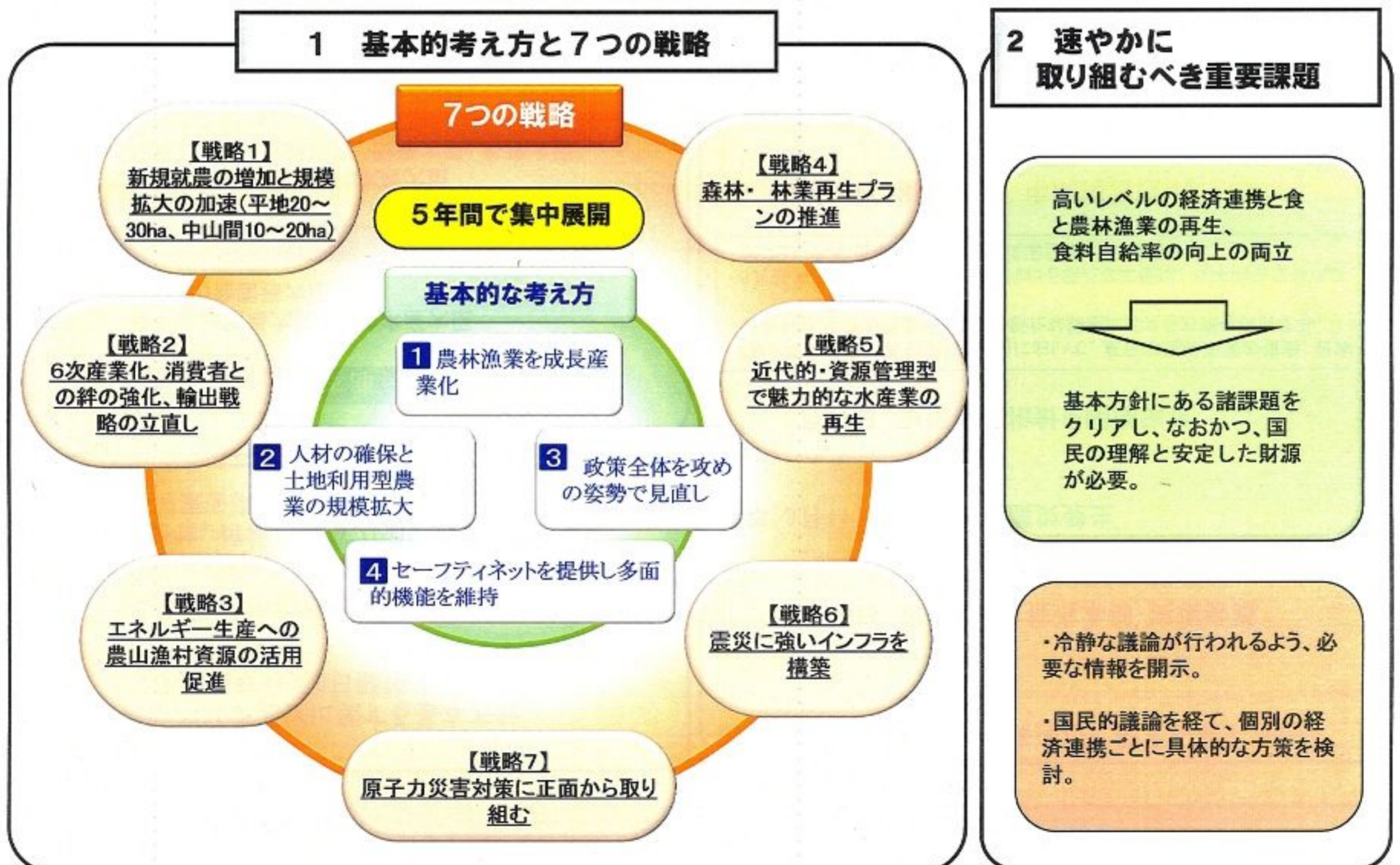
資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」
 注：農業従事者とは、「農業従事者＝固定資本減耗(減価償却引当額+引当額)－間接税－通常補助金」で算定され、所得として受け取った額に相当。

「食料・農業・農村基本計画」では、食料自給率50%を目標

- 水田をはじめとした生産資源の最大限の活用、国産農産物の利用拡大などの取組を通じ、食料自給率目標50%の達成を目指す。



食と農林漁業の再生のための基本方針の概要



戸別所得補償制度の概要

- 戸別所得補償制度は、意欲ある農業者が農業を持続できる環境を整え、食料自給率の向上等を図るもの。

目的

- ◇ 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する

対象作物

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね
- ◇ 水田については、水田活用の所得補償交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

交付対象者

- ◇ 対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農

畑作物の所得補償交付金

(2,123億円)【水田・畑地共通】

【数量払】

対象作物	交付金額
小麦(水田・畑地)	6,360円/60kg
二条大麦(水田・畑地)	5,330円/50kg
六条大麦(水田・畑地)	5,510円/50kg
はだか麦(水田・畑地)	7,620円/60kg
大豆(水田・畑地)	11,310円/60kg

対象作物	交付金額
てん菜	6,410円/トン
でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/トン
そば(水田・畑地)	15,200円/45kg
なたね(水田・畑地)	8,470円/60kg

注1:小麦については、パン・中華めん用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算
注2:交付単価の10a当たりの面積換算値では、現行の品目横断対策に比べて、小麦は約3千円、大豆は約1万円の増額

水田活用の所得補償交付金

(2,284億円)

【戦略作物助成】

【水田の活用による自給率向上】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

【二毛作助成】 1.5万円/10a

【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

【産地資金(予算枠481億円)】

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

米に対する助成

【生産数量目標を守った農業者が対象】

【米の所得補償交付金】(1,929億円)

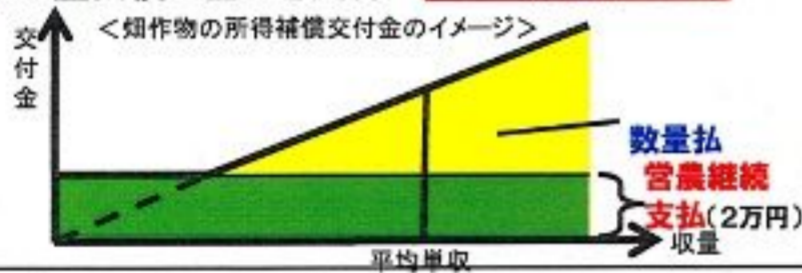
1.5万円/10a

【米価変動補てん交付金】(1,391億円(24年度予算計上))

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

【面積払(営農継続支払)】

前年産の生産面積に基づき交付 2.0万円/10a



加算措置等

加算措置
150億円
推進事業等
116億円

品質加算

畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減

規模拡大加算

規模の大小にかかわらず農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)した場合、**利用権設定した面積に2万円/10aを交付**

再生利用加算

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、**一定額(2~3万円/10a)を最長5年間交付**

緑肥輪作加算

畑地に地方の雑草・向上につながる作物を栽培してすき込む場合(休閑緑肥)に、**1万円/10aを交付**

集落営農の法人化支援

集落営農が法人化した場合に、**40万円を定額で交付**

推進事業等

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対して必要な経費を助成

戸別所得補償制度の加入状況

- 今年度の加入申請者は、昨年度(約116万人)を約6万人上回る**122万人**。

申請件数の比較

(単位:件)

	申請件数	経営形態別		
		個人	法人	集落営農
平成22年度	1,163,090	1,149,505	6,187	7,398
平成23年度	1,218,237	1,203,367	7,254	7,616
対前年比較	+55,147	+53,862	+1,067	+218

対象作物の作付計画面積の比較

(単位:ha)

	米の所得補償交付金	畑作物の所得補償交付金※1	水田活用の所得補償交付金※2
平成22年度	1,127,040	-	609,427
平成23年度	1,151,545	500,868	663,974
対前年比較	+24,505	+500,868	+54,547

資料:平成23年9月28日農林水産省発表資料(平成23年8月31日現在の集計)

※1 4麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの合計値

※2 麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用米、そば、なたね、加工用米等の合計値

農業者戸別所得補償制度

対策のポイント

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促し、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指します。

<背景/課題>

- ・我が国の農業は、農業者の平均年齢が66歳と高齢化が急速に進み、この20年間で農業所得が半減するなど、危機的状況にあります。
- ・穀物市場への国際投機資金の流入やバイオ燃料需要の急増、途上国の経済発展による需要増大、世界各地の異常気象などにより、世界の穀物需給が逼迫していく中で、国内生産力を確保することが重要となっています。
- ・安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務です。

政策目標

自給率向上に資する戦略作物の作付面積を65万ha拡大(平成32年度)

<主な内容>

I 農業者戸別所得補償制度(特会・一般) [所要額] 8,003(8,003)億円

1 畑作物の所得補償交付金 2,123(2,123)億円

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付します。

(1) 交付対象者

対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農」

(2) 対象作物

麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

(3) 交付単価

① 数量払

自給率向上に向けて生産拡大を図る必要があることから、全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付します。

○ 平均交付単価

小麦	6,360円/60kg
二条大麦	5,330円/50kg
六条大麦	5,510円/50kg
はだか麦	7,620円/60kg
大豆	11,310円/60kg

てん菜	6,410円/t
でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/t
そば	15,200円/45kg
なたね	8,470円/60kg

○ 品質加算

麦・大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

<小麦の品質区分と交付単価>

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,450	5,950	5,800	5,740	5,290	4,790	4,640	4,580

※ パン・中華めん用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。

<大麦・はだか麦の品質区分と交付単価>

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦(50kg)	5,390	4,970	4,850	4,800	4,530	4,110	3,980	3,930
六条大麦(50kg)	5,880	5,460	5,330	5,280	4,850	4,430	4,310	4,260
はだか麦(60kg)	7,890	7,390	7,240	7,150	6,320	5,820	5,670	5,590

<大豆の品質区分と交付単価>

(円/60kg)

品質区分(等級)	1等	2等	3等
一般大豆	12,170円	11,480円	10,800円
特定加工用大豆	10,120円		

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

<てん菜の品質区分と交付単価>

(円/t)

品質区分(糖度)	(0.1度ごと)	17.1度	(0.1度ごと)
てん菜	▲62円	6,410円	+62円

<でん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価>

(円/t)

品質区分(でん粉含有率)	(0.1%ごと)	18.0%	(0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	▲64円	11,600円	+64円

＜そばの品質区分と交付単価＞

(円/45kg)

品質区分(等級)	1等	2等	3等	規格外・未検査
そば	16,870円	16,160円	15,360円	12,150円

＜なたねの品質区分と交付単価＞

(円/60kg)

品質区分(品種)	キザキノナタネ ナナシキブ キラリボシ	その他の品種
なたね	8,680円	7,940円

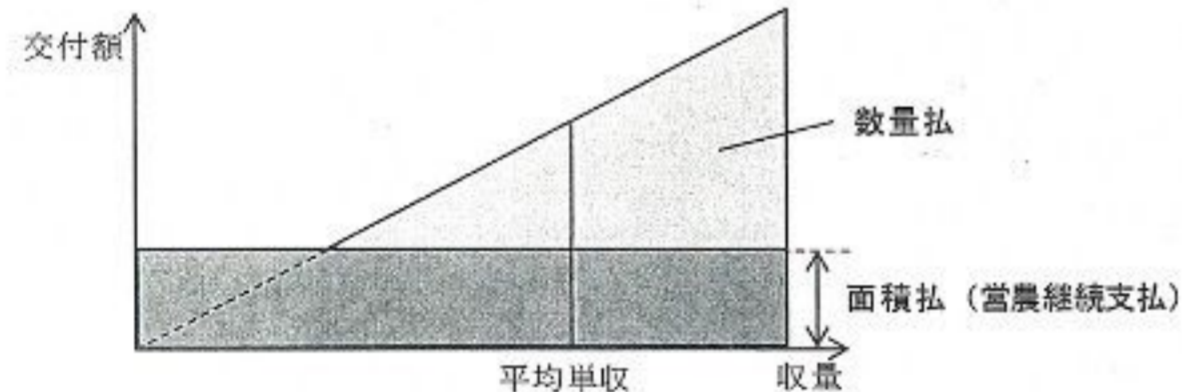
② 面積払(営農継続支払)

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

交付単価 : 20,000円 / 10a (畑作物共通)

※ 面積払は、前年産の生産面積に基づいて支払います。前年産の生産面積のない者は数量払による支払いとなります。

○ 数量払と面積払(営農継続支払)の関係



※ 交付金の支払いは、面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

2 水田活用の所得補償交付金

2,284 (2,284) 億円

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。

(1) 交付対象者

販売目的で対象作物を生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農」

(2) 交付単価

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	80,000円/10a
そば、なたね、加工用米	20,000円/10a

② 二毛作助成 15,000円/10a

水田における主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に対して交付します。

③ 耕畜連携助成 13,000円/10a

耕畜連携の取組(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環)を行う農業者に対して交付します。

(3) 産地資金

地域の実情に即して、①水田における麦・大豆等の戦略作物の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援します。

この資金の活用にあたっては、都道府県の判断で畑地を対象とすることも可能とします。

3 米の所得補償交付金

1,929 (1,929) 億円

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。

(1) 交付対象者

米の生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農」

(2) 交付単価

米の生産を抑制し、麦、大豆等への転作を進める観点から、標準的な生産費を「経営費+家族労働費の8割」として、標準的な販売価格との差額分を10a当たりの単価(全国一律)で直接交付します。交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10a控除して算定します。

交付単価 : 15,000円 / 10a

4 米価変動補填交付金 1,391 (1,391) 億円

米の所得補償交付金と合わせて標準的な生産費を補償するものとして、米の生産数量目標に従って生産する農業者に対して、「23年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付します。

23年産の販売価格は、出回りから24年3月までの全国平均の相対取引価格を使用することとし、交付金は24年度の5～6月頃に支払います。

5 加算措置 150 (150) 億円

(1) 規模拡大加算 100億円

我が国農業の生産性の向上を図り、競争力を強化するとともに、自給率の向上を図るためには、小規模で分散している農地を面的に集積（連坦化）し、農地の規模拡大を加速することが重要です。このため、農地利用集積円滑化団体を通じて、面的集積（連坦化）がなされた農地に利用権を設定して経営規模の拡大をした場合に、次の額を支払います。

交付単価 : 20,000円 / 10a

※ 特例措置：戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物（畑）、野菜、果樹等を栽培する農地も交付対象とします。

(2) 再生利用加算 40億円

地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、平地・条件不利地の条件に応じて、次の額を最長5年間支払います。

	平地	条件不利地
交付単価	20,000円/10a	30,000円/10a

(3) 緑肥輪作加算 10億円

対象畑作物の生産力の向上に資する取組として、畑において、輪作作物の間に1年休んで地力の維持・向上につながる作物を栽培し、畑にすき込む場合（休閑緑肥）に、その作付面積に応じて次の額を支払います。

交付単価 : 10,000円 / 10a

(4) 集落営農の法人化等に対する支援（農業者戸別所得補償制度推進事業の中で措置）

集落営農を持続性ある経営体へ育成する取組を進めるため、集落営農が法人化した場合に、事務費助成（定額40万円）を行うとともに、集落営農の経理処理など農業者の経営能力の向上を図るための取組等を支援します。

6 農業者戸別所得補償制度推進事業等 116 (116) 億円

システム運営など制度運営に必要な経費を措置するとともに、生産数量目標の設定、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します。

○ 農業者戸別所得補償制度の平均交付単価

<水田>

(千円/10a)

	米・畑作物の所得補償		水田活用の所得補償 [※] ②	合計 ③=①+②
	基本単価 (数量払)	左の面積換算①		
主食用米	—	15	—	15
小麦	6,360(円/60kg)	44	35	79
二条大麦	5,330(円/50kg)	38	35	73
六条大麦	5,510(円/50kg)	34	35	69
はだか麦	7,620(円/60kg)	40	35	75
大豆	11,310(円/60kg)	38	35	73
そば	15,200(円/45kg)	23	20	43
なたね	8,470(円/60kg)	32	20	52
飼料作物	—	—	35	35
米粉用米 飼料用米 WCS用稲	—	—	80	80
加工用米	—	—	20	20

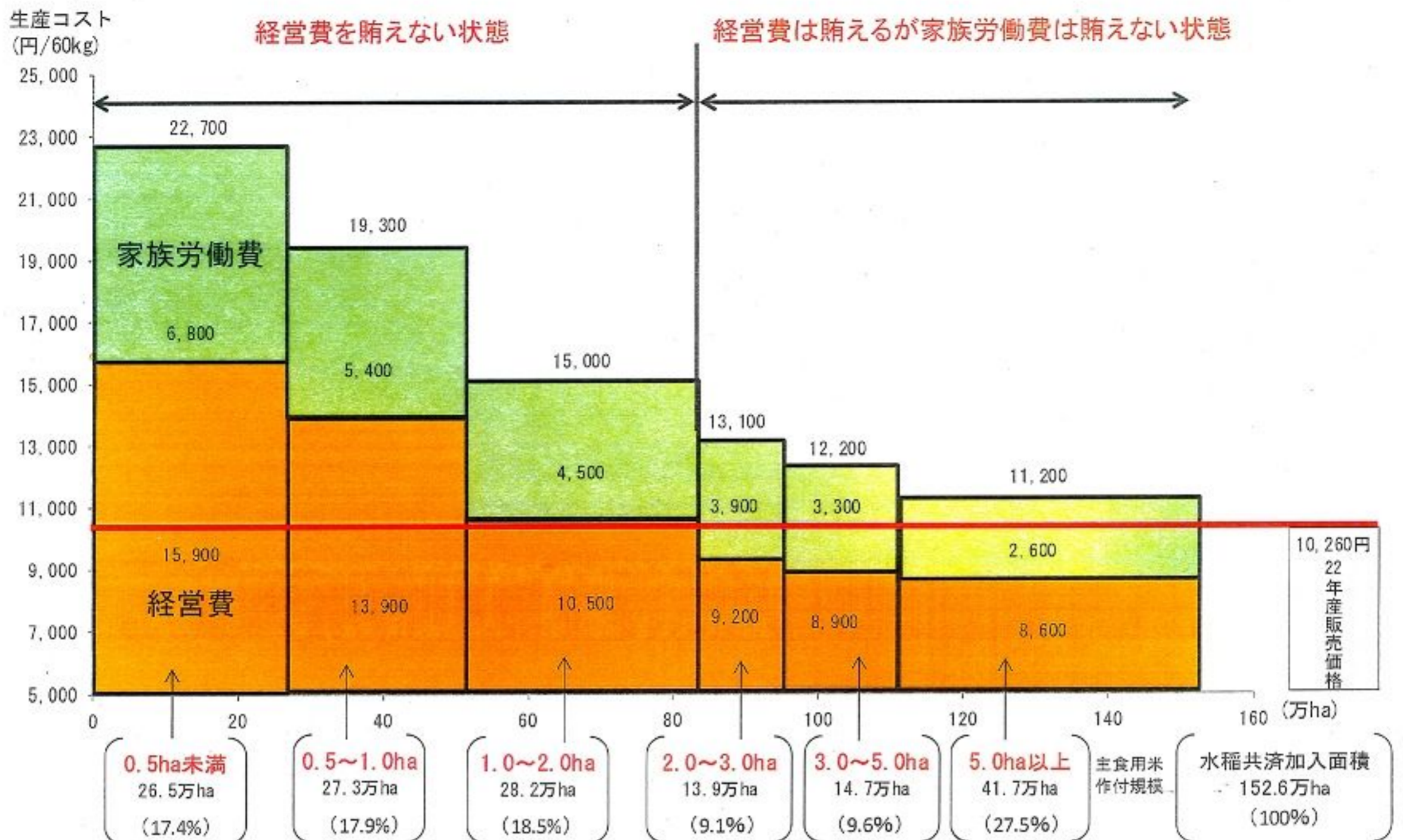
※ 地域の判断によって、産地資金により交付単価が上乗せとなる作物がある。

<畑作物>

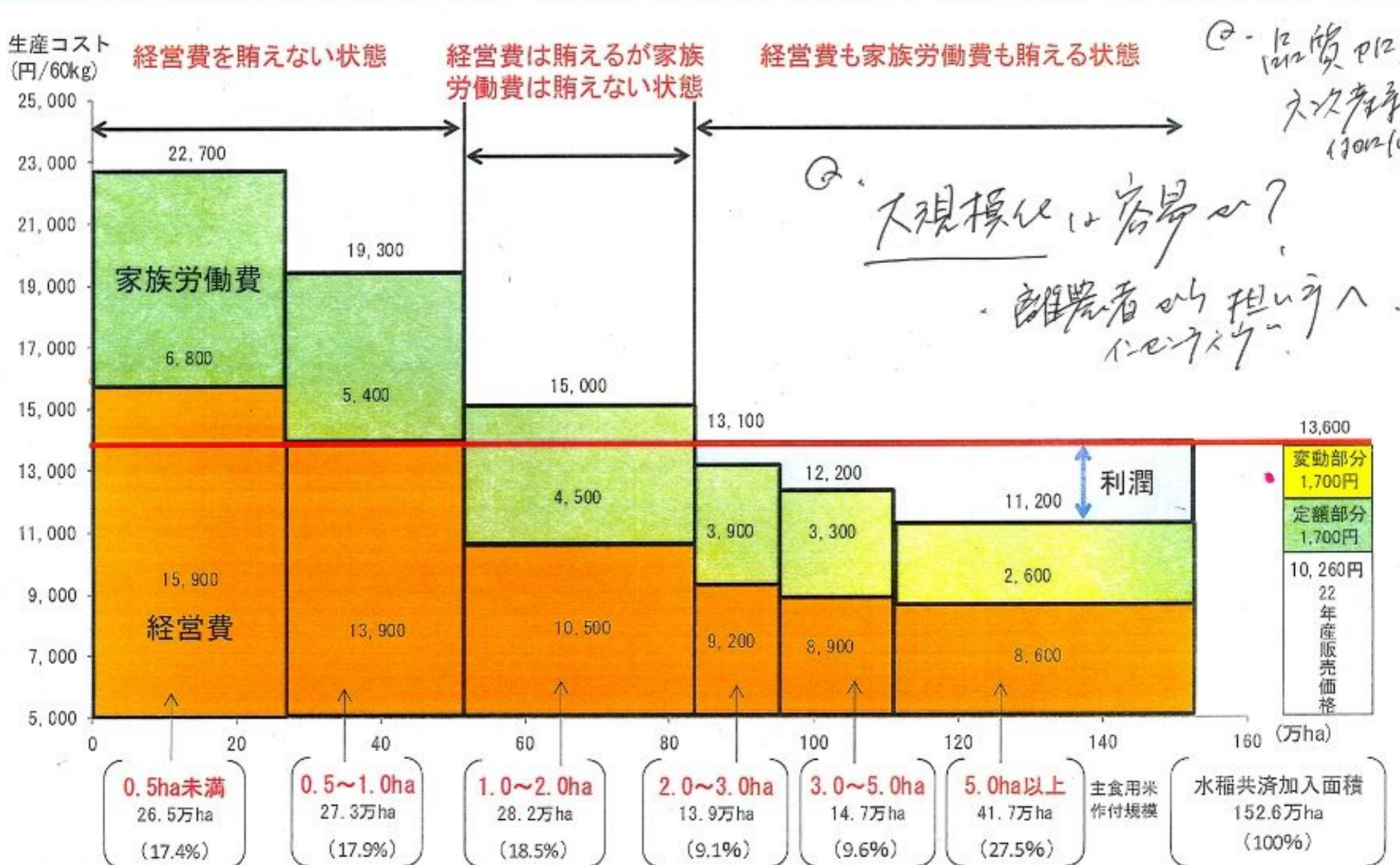
(千円/10a)

	畑作物の所得補償	
	基本単価 (数量払)	左の面積換算
小麦	6,360(円/60kg)	44
二条大麦	5,330(円/50kg)	38
六条大麦	5,510(円/50kg)	34
はだか麦	7,620(円/60kg)	40
大豆	11,310(円/60kg)	38
てん菜	6,410(円/t)	40
でん粉原料用 ばれいしょ	11,600(円/t)	52
そば	15,200(円/45kg)	23
なたね	8,470(円/60kg)	32

(参考1) 水稲作付規模別の経営状況(何の対策もない場合)



(参考2) 水稲作付規模別の経営状況(戸別所得補償のみの場合)



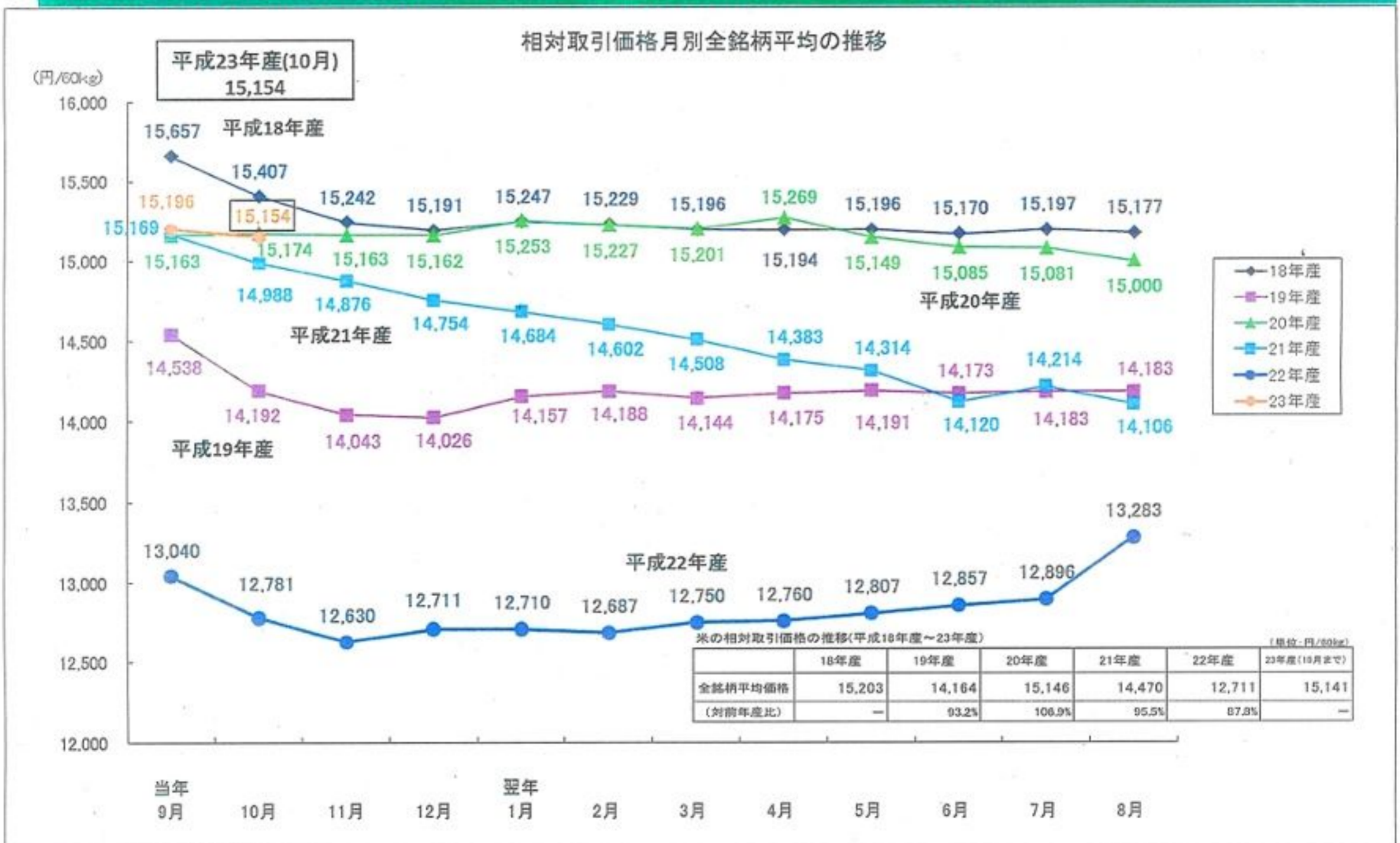
4 米価との関係

(1) 米価(相対取引価格)の動向

	全銘柄平均相対取引価格 (円/60kg)	対前年差 (円/60kg)	前年産の在庫状況 (6月末民間在庫、万t)	全農概算金の動向	備考
平成18年産	15,203	36	182		
平成19年産	14,164	▲1,039	184	全農の概算金「7,000円」を提示。 (19年8月) (前年比 0～▲5,000円程度)	
平成20年産	15,146	982	161	前年産から大幅増。 (前年比+1,000～+5,000円程度)	小麦価格高騰 (20年4月～21年9月)
平成21年産	14,470	▲676	212	前年産から微減。 (前年比▲300～▲1,000円程度)	
平成22年産	12,709 (23年8月まで)	▲1,761	216	全国的に大幅減。 (前年比▲2,000～▲3,000円程度)	
平成23年産	— (全農相対取引基準価格は 前年比+1,000～2,800円 程度)	—	182	— (全国的に大幅増傾向。 前年比+800～3,000円程度)	東日本大震災・原発事故の被害に対応し、生産数量目標の県間調整を実施。

注1: 相対取引価格は、運賃、包装代、消費税相当額を含み、産地銘柄ごとの価格を前年産検査数量ウェイトで加重平均したものである。
 注2: 6月末民間在庫は、年間玄米取扱数量500トン以上の業者(販売・出荷段階)の数量(うるち玄米及びもち玄米の合計)である。
 注3: 平成17年産の相対価格は存在しないため、平成18年産の相対価格の対前年差は、平成17年産のセンター価格を相対価格ベースに換算したものと比較。(相対価格ベースの価格は、平成18～20年産のセンター裸価格(センター手数料・包装代・消費税相当額抜き)と同時期の相対裸価格(包装代・消費税相当額抜き)の乖離率の3年平均を平成17年産のセンター裸価格に乘じ、包装代及び消費税相当額を加えることにより算出。)

米の相対取引価格の月別全銘柄平均の推移(平成18年産～23年産)



資料: 農林水産省調べ
 注1: 価格には、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。
 注2: 産地品種銘柄ごとの価格を前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。
 注3: 米の相対取引価格の推移は、生産年の8月から翌年の10月までの価格を前年産検査数量ウェイトで加重平均した通年平均価格である。